

＝業界情報＝

指定整備事業協議会の活動について

指定協委員会の開催

1. 日 時 6月19日（月）16：00
2. 場 所 振興会会議室
3. 出席者 雨宮会長、佐野副会長、深澤副会長、大久保監事、内藤監事、中込委員、義見委員、中沢委員、出羽委員、萱沼委員、斎藤委員、清水委員、田口委員、村松委員
事務局：石原専務、斎木参与、山下部長、名取課長
4. 会議事項 ①任期満了に伴う役員の改選について
②全体会議について
・全体会議当日の日程、進行等について
・全体会議提出資料の確認について
③その他

指定協委員会の開催

1. 日 時 6月27日（火）16：00
2. 場 所 振興会会議室
3. 出席者 大久保委員、五味委員、平井委員、井上委員、中沢委員、雨宮委員、久島委員、斎藤委員、内藤委員、田口委員、鈴木委員
事務局：石原専務、斎木参与、山下部長、名取課長
4. 会議事項 ①任期満了に伴う役員の改選について
②全体会議について
・全体会議当日の日程、進行等について
・全体会議提出資料の確認について
③その他

指定協全体会議の開催

指定整備事業協議会全体会議が下記により開催されました。当日は、多くの会員の方々に参加頂きました。

1. 日 時 6月29日（木）15：00
2. 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 大講堂
3. 来 賀 関東運輸局山梨運輸支局 遠藤支局長
関東運輸局山梨運輸支局 村松首席陸運技術専門官
関東運輸局山梨運輸支局 渡邊陸運技術専門官
自動車技術総合機構山梨事務所 日原所長
軽自動車検査協会山梨事務所 木村所長
4. 全体会議
 - (1) 平成28年度事業報告の承認について
 - (2) 平成28年度決算報告の承認について 監査報告

(3) 報告事項

任期満了に伴う役員改選について

役名	委員名	所属事業場	地区
会長	雨宮 正寛	雨宮自動車興業(株)	峡東
副会長	大久保俊秀	(有)大久保自動車工業	甲府
副会長	出羽 尚行	(株)ホンダ四輪販売出羽	岳麓
監事	五味 俊正	(有)新世自動車整備工場	甲府
委員	平井 保英	(有)ハッ麓自動車	峡北
委員	井上 修	ハーレーダビッドソン山梨	南アルプス
委員	義見 賢次	日産プリンス山梨販売(株) 昭和釜無工業団地店	峡中
委員	中沢 昭	(有)中沢モータース	峡南
委員	久島 一浩	久島自動車工場	東部
委員	佐野 桂	いすゞ自動車首都圏(株)	大型
委員	桑原 寿樹	ネッツトヨタ山梨(株)	小型
監事	斎藤 武晴	関東三菱自動車販売(株)	軽自動車
委員	内藤 公明	(株)内藤自動車工業	振興会
委員	田口 久	三友自動車工業(有)	
委員	鈴木 雪雄	(株)鈴木モータース	
幹事	石原美千老	(一社)山梨県自動車整備振興会	
幹事	斎木 重夫	(一社)山梨県自動車整備振興会	

(4) 平成29年度事業計画(案)の承認について

(5) 平成29年度収支予算(案)の承認について

(6) その他

指定協研修会が開催

- 日 時 6月29日(木) 16:00
- 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 大講堂
- 講 師 関東運輸局山梨運輸支局 渡邊陸運技術専門官、渡部整備部門担当
- 内 容 指定整備事業の適正な業務運営の徹底について



－ 審査事務規程の一部改正について（第11次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年6月22日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - タイヤのラベリング等の厚み部分については、タイヤの突出禁止規定の対象外とします。（7-26、8-26）
 - 「突入防止装置に係る協定規則（第58号）」の改訂に伴い、突入防止装置の取付位置及び強度に関する改正を行います。（7-34、8-34）
 - 「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第51号）」の技術的な要件を適用する四輪自動車の近接排気騒音規制について、新車時における規制を廃止するとともに、使用過程車においては新車時の測定値から悪化していないことを確認する手法（相対値規制）を採用することとします。
また、これに伴い、使用過程車において消音器を改造又は交換する場合には、当該消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることが、書面又は表示により運行中に確認できなくてはならないこととします。（7-53、8-53）
 - 排気管について、開口方向に係る基準を廃止します。（7-60、8-60）
2. 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査方法を明確化します。（4-20）
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

<https://www.naltec.go.jp/>

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

回転部分の突出禁止規定 及び排気管の開口方向規定 の改正について

このたび、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の一部が改正され、

- ① 回転部分の突出禁止規定の見直し
- ② 排気管の開口方向要件の廃止

が行われました。

これらについては、平成29年6月22日以降、自動車の製作された日を問わず適用されますのでお知らせします。

①の部分の検査コースでの取扱いは次のとおりとなります。

■回転部分の突出禁止規定

自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30° 及び後方50° に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）は当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。

この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30° 及び後方50° に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。



独立行政法人
自動車技術総合機構

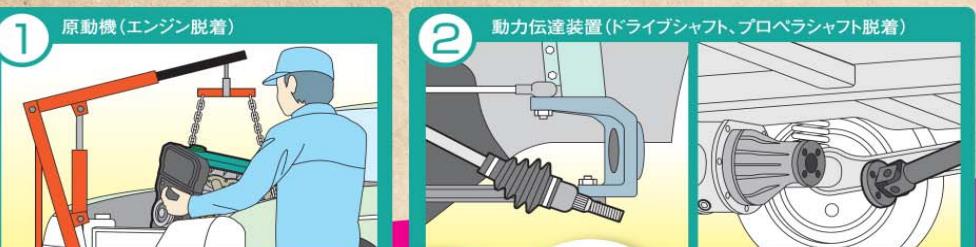
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

未認証行為防止啓発について

国土交通省では、未認証事業者の排除に向けた取り組みの一環として、情報収集・調査等の一層の強化を図るため、毎年7月を強化月間として、未認証防止対策を推進しています。

未認証に関する情報がありましたら、本誌20ページの情報提供用紙により、各支部長経由にて振興会にご連絡下さいようお願いします。



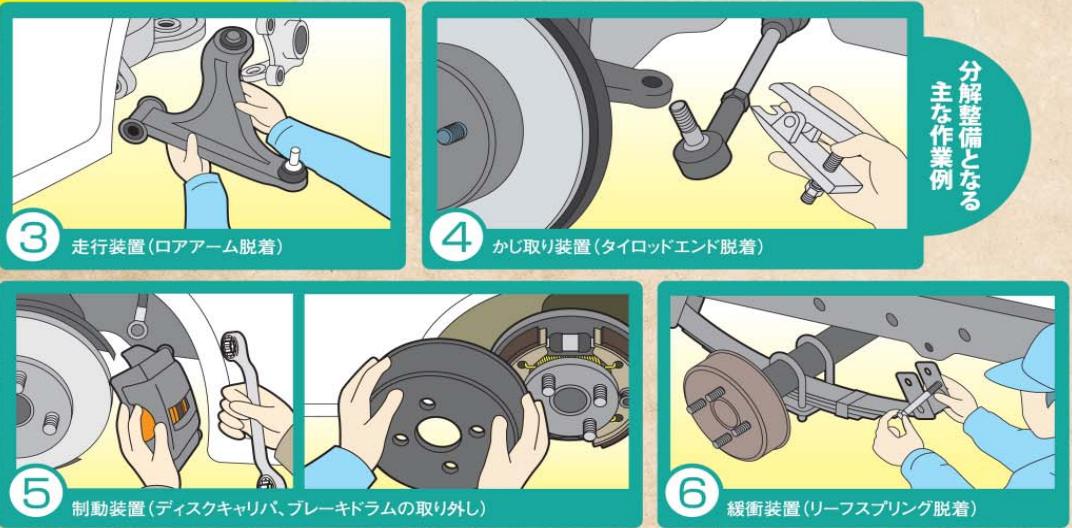
1 原動機(エンジン脱着)
2 動力伝達装置(ドライブシャフト、プロペラシャフト脱着)

分解整備となる
主な作業例

未認証行為は、法律違反です!!

7月
未認証防止
対策強化
月間

分解整備を行う場合は、認証を取得しましょう。



3 走行装置(ロアアーム脱着)
4 かじ取り装置(タイロッドエンド脱着)

分解整備となる
主な作業例

5 制動装置(ディスクキャリパ、ブレーキドラムの取り外し)
6 緩衝装置(リーフスプリング脱着)

未認証行為は、道路運送車両法違反となります。

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長(沖縄は総合事務局長)の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の分解整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

●道路運送車両法

第七十八条(認証)
自動車分解整備事業を經營しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

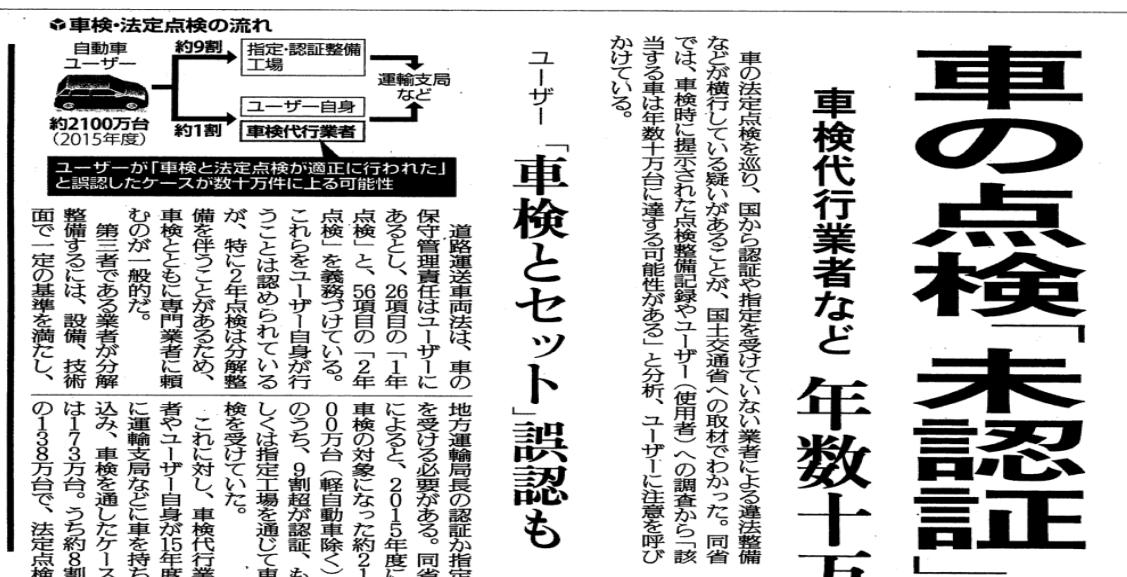
第七十九条(罰則)
次各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。(九)第七十八条第一項の規定による認証を受けないで自動車分解整備事業を經營した者

国土交通省／(一社)日本自動車整備振興会連合会

《 未認証事業者に関する新聞記事掲載（読売新聞） 》

読売新聞（5月9日付・夕刊、別紙参照）において、国土交通省の調査にて未認証事業者による違法な点検整備により、自動車ユーザーが車検と定期点検が適正に行われたと誤認した恐れや、違法な分解整備等が行われている可能性がある旨の記事掲載がありましたので、お知らせします。

平成29年5月9日(火) 読売新聞 夕刊 13面



ユーザー「車検とセット」誤認も

車の法定点検を巡り、国から認証や指定を受けない業者による違法整備などが横行している疑いがある」とが、国土交通省への取材でわかった。同省では、車検時に提示された点検整備記録や「ユーザー（使用者）への調査から「該当する車は年数十万台に達する可能性がある」と分析、ユーザーに注意を呼びかけている。

車検代行業者など
年数十万台が

車の点検「未認証」横行

国交省分析

これらの業者の多くは認証、指定を受けていないとみられるが、車両係の仕事を手がけているため、同省では、ユーザーが、車検と法定点検が適正に行われたと誤認した恐れがあると分析。アンケート結果をみると、数十万台に違法な分解整備が行われたり、全く整備されなかつたりした可能性があると推計している。また、1~3万台のうち、点検整備記録の提示がながつた35万台は、「車検後に

整備する」と申告があったが、定点検が行われたかは不明といふ。同省は「定点検は事故につながる可能性がある」と問題視し、未認証業者による分解整備への取り締まりを強化する方針だ。一方に対しても、「業者」整備を依頼する際は、認証や指定を受けているかどうかを確認してほしい」と呼びかけている。

」とするが、東京都内の整備業者は「客に車翌日には車が壊れても責任はない」と説明するところもあると聞く。認証指定のない業者が、書類だけ整えて整備したことにしては以前から横行している」と証言。国交省は未認証業者などを30～50件程度にとどまる。



055-263-4420

未認証行為(ユーザー代行等)に関する情報提供用紙
(わかる範囲で記入して下さい)

報告者	報告日		TEL		
	支部名		FAX		
	工場名				

氏名及び名称		TEL			
住 所					
作業実施者名		実施日			
作業・場所		時間	午前	・午後	時 分
車両番号		車名		色	
分解整備作業箇所に○印を入れて下さい	(1) 原動機 (2) クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト デファレンシャル (3) フロント・アクスル、前輪独立懸架装置 リア・アクスルシャフト (4) かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部 かじ取りホーク (5) マスター・シリンダー、バルブ類、ホース、パイプ 倍力装置、ブレーキ・チャンバー、ブレーキ・ドラム ディスクブレーキのキャリパー (6) 緩衝装置のシャシばね (7) 連結装置				
作業内容を具体的に記入して下さい					

機器定期点検のお知らせ

受検者の皆様には日頃、検査業務にご協力いただき
ありがとうございます。

この度、検査機器の定期点検に伴い

以下の日程で検査コースを閉鎖いたします。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしく
お願ひいたします。

【コース閉鎖日程】

8月3日（木）

午前：4コース 午後：2輪コース

8月22日（火）

午前：5コース 午後：3コース

8月23日（水）

終日：2コース

独立行政法人自動車技術総合機構
関東検査部 山梨事務所

～検査コース内の事故にご注意下さい！～

検査場コース内で「アクセルとブレーキの踏み間違い」や「A T車においてDレンジに入れたまま降車」による事故が多発しています！



前方の車両はライト検査中でしたが
受検者はガステスタの待機位置に
居たので巻き込まれずに無事でした。
受検中は車両の後ろに立たないよう
お願いします。



ヘッドライト検査中のテスターへの追突事故事例



降車の際は必ずギヤ位置とサイドブレーキの確認を！

平成29年度事故防止対策支援推進事業に対する補助制度のお知らせについて

国土交通省より、一般貸切旅客自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダーの導入について、国土交通大臣が認定した機器の取得にかかる経費に対し補助する制度が開始されることに関して、下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

デジタル式運行記録計／ドライブレコーダー導入に対する補助制度が開始されます

平成29年7月3日(月)から申請受付開始

国土交通省では、事業用車両の安全な運行を推進するため、下記の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

補助内容

対象機器		対象経費	補助率 ※括弧内は1台あたりの補助上限
デジタル式運行記録計	車載器	車載器本体、記録媒体(メモリーカード等)、	1/3(3万円)
	事業所用機器	読み取り装置(メモリーカードリーダー等)、分析ソフト	1/3(10万円)
映像記録型ドライブレコーダー	車載器	車載器本体、記録媒体(メモリーカード等)	1/3(2万円)
	事務所用機器	読み取り装置(メモリーカードリーダー等)、分析ソフト	1/3(3万円)

※デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合、1台あたりの上限は車載器5万円、事業所用機器13万円

- (注意) 1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が認定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了(事業完了)した者が対象となります。
- 1申請者あたり80万円を限度に、下記補助額による交付を行います。
 - 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。
 - 同一事業において、他の国の補助金は受けられません。

対象機器

◎デジタル式運行記録計◎

- ・国土交通大臣が認定したデジタル式運行記録計。

◎映像記録型ドライブレコーダー◎

- ・国土交通大臣が認定した映像記録型ドライブレコーダー。

- ・(貸切バスを除く一般旅客自動車運送事業のみ)常時記録機能と、車内撮影機能(オプション等の追加により撮影可能になるものを含む)を有すること。

- ・一般貸切旅客自動車運送事業者が備える場合は、「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」(平成28年国土交通省告示第1346号)で定める性能要件に適合していること。

申請期間と申請方法

●申請期間:(1次募集)2017年7月3日(月)～9月15日(水) 9:00-16:00

(2次募集)2017年10月2日(月)～11月30日(木) 9:00-16:00

(3次募集)2017年12月15日(金)～2018年1月31日(水) 9:00-16:00

注意

2次募集の申請は一般貸切旅客自動車運送事業者(リースの契約先となる場合を含む)に限ります。

申請補助金の申請受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を閉め切ることとします。

●申請先:最寄りの地方運輸局、運輸支局等(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類をご提出ください
(郵送による提出は認められませんのでご注意ください。)。

●申請書類:国土交通省ホームページよりダウンロードください。

原本1通とコピー4通、合わせて5通ご提出下さい。

申請の流れと申請書類

①交付申請書兼実績報告書の提出

事業完了後、各運輸局等又は各運輸支局へ交付申請書兼実績報告書を提出してください。提出する申請書類は国土交通省のHPより入手することができます。

注) 平成29年4月1日以降に機器を購入し取り付けた者を対象とする。

②交付決定及び額の確定通知の送付

国土交通省より運輸局経由にて交付決定及び額の確定通知が届きます。

【本

③補助金振込

注意事項

● 補助金交付申請にあたり、書類の不備があり受付担当者からの指摘を受けた場合には、1週間以内に対応願います。1週間以内に対応ができない場合には、提出した交付申請書兼実績報告書を一度取り下げた後に書類の不備を補完したうえ、改めて提出して下さい。

● 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げていただくとともに、以後の申請を受理しない場合があります。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi1.html>

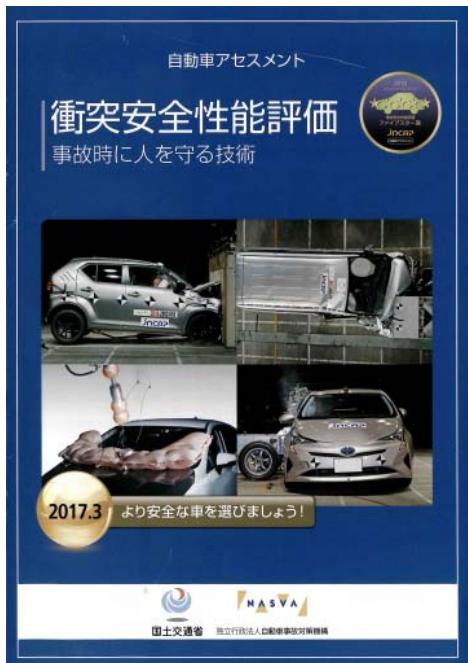
今月の配布物について

① 「衝突安全性能評価」「予防安全性能評価」の配布について

独立行政法人自動車事故対策機構（N A S V A）では、国土交通省の指導のもと、自動車ユーザーに安全意識を高め、より安全な自動車の普及を図るため、自動車アセスメント情報を公表しております。

本年度におきましても、当会に「衝突安全性能評価」及び「予防安全性能評価」が届きましたので、配布します。

- ・パンフレット 各工場1冊ずつ
- ・チラシ 各工場1枚



別添

軽自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

軽自動車 OSS

始まります



開始時期

平成31年1月 今夏に決定
(8月めど)

対象地域

対象手続

平成31年1月に継続検査(指定
整備)から開始し、同年9月には
新車新規検査(型式指定車)を対象



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

連絡先: 軽自動車検査協会 情報システム部システム企画課

住所: 東京都新宿区西新宿3-2-11 電話: 03-5324-6611 FAX: 03-5324-6621

軽自動車検査協会ホームページ <https://www.keikenkyo.or.jp/>

【内容】概算見積書の発行がなく了解も取らず整備が行われ、請求書が来た。

- ・車名：不明（軽自動車）
- ・登録年月：平成22年
- ・走行距離：100,000km
- ・相談日：平成28年4月27日

平成28年4月、高速道路を走行中エンジンに力が無く加速しなくなった。

JAFを呼び、翌日、いつも入庫しているディーラー整備工場へ修理依頼。診断後連絡して貰うように依頼するが、連絡無かった。夕方、連絡が無いので相談者から電話すると、「まだ見ていない」とのこと、診断後連絡するよう依頼する。

しかし、連絡が無いので再度相談者から電話すると、「直りました」とのこと。

その後、納車及び請求書が来る。スパークプラグに異常があり交換したこと。

何故、連絡をくれなかつたのか？何故異常箇所の説明や見積り無く、修理実施の了解も取らずに作業を実施したのか？と聞くと、平謝りされた。

3月初旬に1年点検を同整備工場で実施しているが、記録簿の裏に整備保証とある。

このような場合、整備保証の対象とならないのか？今回の故障は1年点検時に発見できなかつたのか？

今回のような場合、代金は支払わないといけないのか？という相談。

【対応】

まず、整備保証について、対象となる条件が「点検・整備作業が原因で生じた不具合について」とある。

今回の故障が部品の締め付け不足等作業が原因でなければ、対象とならないと思われる。点検記録簿の「スパークプラグの状態」欄がレ点のこと。当時は点検良好でエンジン不調も発生していなければ、今回の不具合を予見するのは難しいと思われる。

代金の支払いの有無や金額については、当会は介入できないので、双方で話し合って頂く他無い。「了解を取らずに作業を実施した等、整備工場側が否を認めているのであれば、その部分も含めて交渉してみてはいかがでしょうか。概算見積りが無く、修理実施の了解も取らずに作業を実施したのであれば、不適切であり、事実確認ができれば当会から指導します」と伝える。

当会から整備工場側に連絡して頂きたいと希望されたので、整備相談のあったことと概算見積書が無い等についての確認と事実であれば指導

今回の整備内容の詳しい説明、料金については良く話し合って頂く旨を伝えます」と言うと、結果報告の連絡が欲しいとのこと。

整備工場の担当者へ連絡。上記相談の件を伝える。相談者の訴えの通りで、当日は入庫が多く、かつ、整備要員数が少ないことが重なり、十分な対応ができなかつたとのこと。後ほど相談者に連絡を入れると言われ、電話を終える。

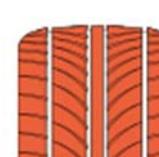
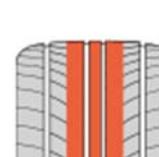
相談者へ上記の件を報告。後ほど整備工場から相談者へ連絡する予定と伝え、相談を終える。

タイヤ偏摩耗

■タイヤ偏摩耗

タイヤのトレッド部が均一に摩耗せず、どこか一部だけ異常に摩耗してしまう場合があります。偏摩耗は著しくタイヤの性能を低下させ、タイヤの寿命を縮めるためその原因を見極め、対処する必要があります。

■タイヤ偏摩耗の原因と予防・対処法（例）

偏摩耗の種類	発生現象	主な発生原因	予防・対処法
ヒール&トー摩耗（段減り）	タイヤの円周方向に、のこぎりの歯に似た摩耗が生じる		ローテーション 空気圧点検
片べり摩耗	トレッドの片側だけが早く摩耗する		アライメント 調整
フェザーエッジ摩耗（羽状摩耗）	タイヤの断面方向に、のこぎりの歯に似た摩耗が生じる		アライメント 調整
センター摩耗	トレッドの中心部が早く摩耗する		空気圧点検
両肩べり摩耗	両側のショルダー部が、センター部より早く摩耗する		空気圧点検
局部摩耗	トレッド部が局部的に摩耗する		安全運転 バランスの取り直し

四輪トータル・アライメント・テスターにて測定し、調整できる場合もあります。

四輪アライメント講習受講済みの方は、テスターを有料利用できますので是非活用して下さい。